

Ⅲ 関連府省令・監査基準等の改正にも注意 見積り開示会計基準の 対応上の留意点

有限責任 あずさ監査法人 島田 謠子

【この章のエッセンス】

●見積り開示会計基準においては、企業自らが開示目的に照らして各企業の置かれている状況を勘案して、開示する具体的な項目およびその記載内容を検討することが非常に重要になると考えられる。

●会計上の見積りの開示に関連するさまざまな府省令や監査基準等の改正が行われている。これらは見積り開示会計基準に基づく開示に相互に関連するものであり、関連する改正等を適切に理解して対応する必要があると考えられる。

はじめに

2020年3月31日に企業会計基準委員会(ASBJ)から、企業会計基準31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(以下、「本会計基準」という)が公表された。本会計基準は、2021年3月期から適用される。また、本会計基準の公表に前後して、次の府省令や監査基準の改正を含む、会計上の見積りの開示に関連するさまざまな取組みがなされている。

・「会社計算規則の一部を改正する省令」(2020年8月12日公布、会計上の見積りに関する注記については2021年3月期から適用*)

・「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(金融庁、2019年1月31日公布、2020年3月期から適用)

・「監査基準委員会報告書」(以下、「監基報」という)701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」(日本公認会計士協会(JICPA)、2019年2月27日公布、2021年3月期から適用)

・「監基報540」(会計上の見積りの監査)の改正案(JICPA、2021年2月12日公布、2023年3月期から実施)

・ASBJの議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」について(2020年4月10日公布、2021年2月10日最終更新)

※適用日は、3月決算企業を想定しており、特に記載がない場合は強制適用日を記載している(以後同じ)。

本章では、本会計基準を中心に解説するとともに、前記の会計上の見積りに関連する府省令および監査基準等と本会計基準との関係にも触れる。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

本会計基準の概要

(1) 本会計基準の特徴—開示目的に照らした判断

本会計基準においては、同時に公表された企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」と同様、開示について、これまでの会計基準の定めにはない新たなアプローチが採用されている。従来の開示は、企業会計審議会またはASBJから公表されてきた会計基準において、個々の基準ごとに具体的な開示項目が規定され、当該規定を受けて制定された府省令等に基づく開示がなされるといふ実務が行われており、通常、開示項目がチェックリスト的に利用されていたと考えられる。